

架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）

平成28年10月

東北地方整備局

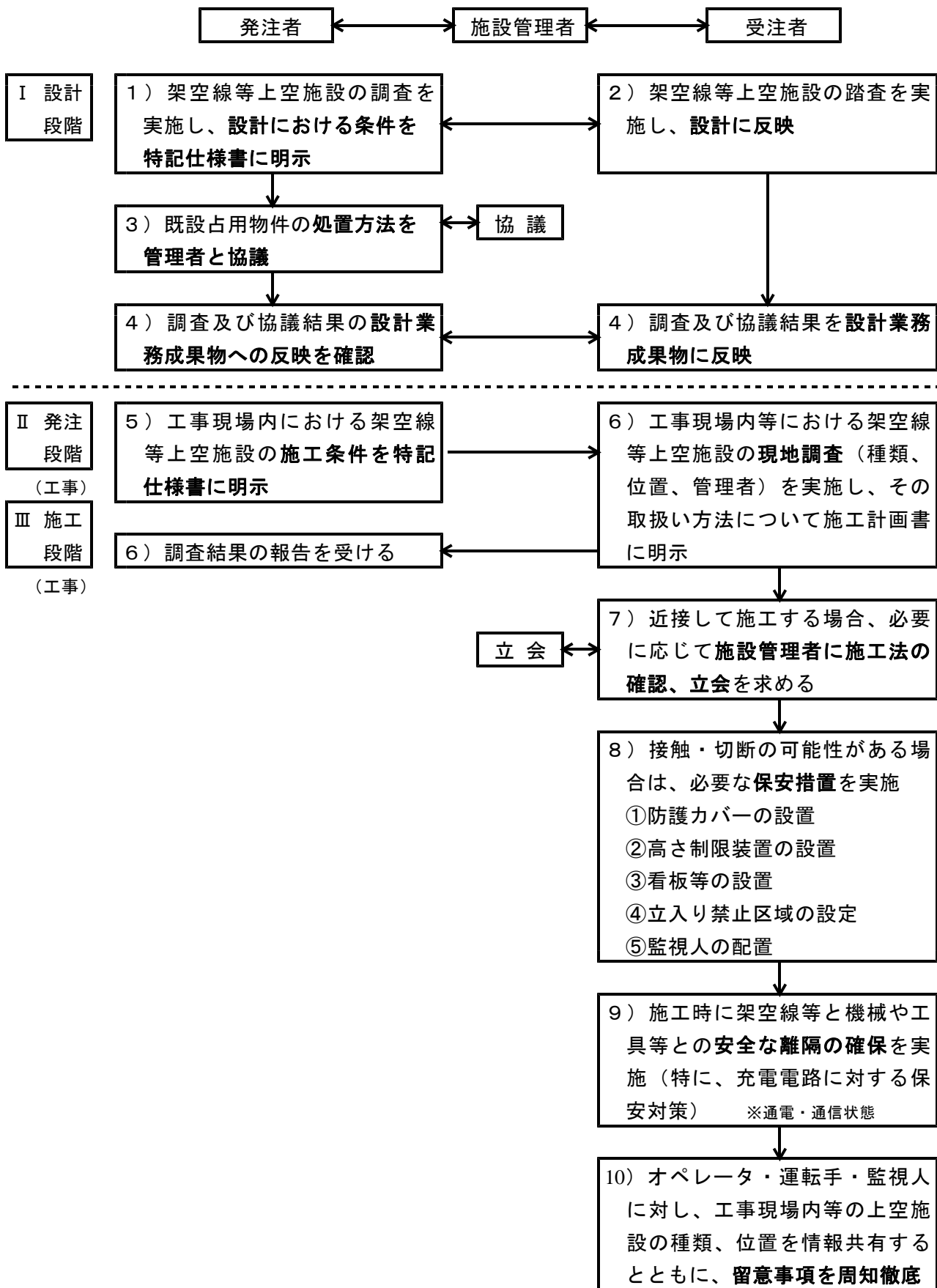
1. 目的

本要領（案）は、架空線等上空施設の近接作業等を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示すとともに、設計及び工事段階において現地調査を十分実施し、上空施設管理者に確認や立ち会いを求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じ、それを工事関係者に周知徹底することにより、損傷事故等の防止を図ることを目的とするものである。

2. 要領（案）の適用にあたって

本要領（案）は、架空線等上空施設に対する安全対策や保安対策の実施内容を解説しているが、本要領（案）の作業手順のみによるだけでなく、個々の現場において工事関係者（発注者、受注者、施設管理者）が相互に十分注意してこそ事故防止が図られるので、この主旨を理解し適正に運用されたい。

3. 架空線等上空施設の事故防止対策実施フロー図



注) フロー図の番号は、以下の手順番号と一致している。

4. 事故防止のための作業手順等

I 設計段階

1) 設計における条件の明示

設計発注担当者は、自ら架空線等上空施設について、占用台帳(占用許可申請書、協議書)、道路または河川占用物件台帳(台帳図・管理図に占用物件を図示したも)等を事前確認し、その結果に基づいて、設計業務特記仕様書等に架空線等上空施設について明示する。また、必要に応じて現地確認を実施する。

【設計業務】

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本設計区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本設計区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路占用物件台帳
架空線	△△△		道路占用物件台帳

2) 設計への反映

設計業務受注者においても架空線等上空施設について現地踏査を行い、必要に応じて架空線等上空施設物件平面図等を作成して発注者へ報告するとともに、設計に反映させる。

3) 処置方法の協議

設計発注担当者は、設計において影響する架空線等上空施設について、その施設管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法を協議する。

4) 設計業務成果物として確認

設計業務受注者は、調査及び協議結果を設計業務成果物に反映させる。また、設計発注担当者は、設計業務成果物へ反映されているか、その内容を確認する。

Ⅱ 工事発注段階

5) 施工条件の明示

工事発注担当者は、設計業務成果等から工事現場において影響する架空線等上空施設について、特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示する。

【工事】

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路占用物件台帳
架空線	△△△	架空線保護	□□業務報告書

Ⅲ 施工段階

6) 現地調査等

工事受注者は、施工に先立ち工事現場における全ての架空線等上空施設について現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び施設管理者を確認するとともに、監督職員に報告する。また、その取扱い方法について施工計画書に明示する。

○架空線等上空施設

- ・ 電力線
- ・ 電話線、通信ケーブル、有線、引込み線
- ・ 上空施設（跨線橋、横断ボックス、信号機、道路標識等）

○特に高圧線については、詳細な事前調査が必要である。

- ・ 工作物の建設等の作業を伴う場合の感電の防止（安衛則第349条）

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場所において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。

四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

○ダンプトラックで運搬等を行う場合は、ダンプアップする出入口付近の公道等についても上空施設の現地調査を行い、必要な対策を講ずる必要がある。

○事前の調査結果については、発注者（監督職員）へ報告すること。

7) 施設管理者に施工方法の説明と確認

工事受注者は、架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、必要に応じてその施設管理者に施工方法の確認や立会いを求める。また、その際に施設管理者から指示された事項等については、監督職員への報告を行う。

○現地調査した架空線等上空施設に近接して工事を実施し、接触・切断等が想定される場合や高圧線との離隔距離が最少離隔距離以内になる場合等は、必要に応じて施設管理者に施工方法の説明と確認や立ち会いを求めるものとする。

○施設管理者より指示された事項等については、発注者（監督職員）へ報告すること。

8) 施工中の保安措置

架空線等上空施設に対して建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を行う。

- ① 架空線上空施設への防護カバーの設置
- ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定
- ⑤ 近接して施工する場合は監視人の配置

○架空線等上空施設を建設機械等のブームやダンプトラックのダンプアップにより、接触・切断する事故の発生が多いため、これらの危険性があると考えられる場合は、必要により保安措置を講じる必要がある。

○その現場状況に合った保安措置を講じるものとする。

○公衆災害防止対策要綱の下記事項についても、参考にして保安措置を講じること。

第87（機械類の使用及び移動）

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようにしなければならない。

3 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

9) 近接施工時の施工管理

架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材

料等について、施設管理者に確認の上、安全な離隔を確保する。

- 架空線等上空施設に近接して工事の施工を行う場合は、架空線等と機械・工具材料等について施設管理者に確認の上、安全な離隔を確保して施工を行うものとする。
- また、離隔の確保が困難な場合や接触・切断等が考えられる場合は、8) 施工中の保安措置により実施するものとする。

10) 運転手等関係者への周知徹底

建設機械、ダンプトラック等のオペレーター・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）についてあらかじめ情報共有する。

ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の移動・旋回時の留意点等、次の事項について周知徹底を図る。

- ①ダンプトラックで架空線等上空施設下を通過する際は、その手前で停車し、荷台が下がっていることを確認する。
- ②バックホウ等建設機械で現場を移動・旋回する際は、直前にオペレーターが徒歩による架空線等上空施設の位置や高さを確認する。
- ③公道においても、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止を徹底するため現場出入り口で確認する。

○架空線等上空施設の下で施工する場合は、建設機械のオペレーターやダンプトラックの運転手等に対して、工事現場区域及び工事用道路内の上空施設の種類・位置を図面等により情報共有する。

○ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や、建設機械の移動・旋回時等の留意事項について、書面やステッカー等による注意喚起を行う。

5. 特記仕様書への記載例

下記の記載例を参考にして、特記仕様書に架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）を位置づけるものとする。

【工事】

第〇条 架空線等上空施設の損傷事故防止について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「架空線等上空施設の事故防止対策要領（案）（平成28年10月 東北地方整備局）」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

6. 架空線等上空施設の事故防止のためのチェックリスト例

チェックリスト（発注者用）

工事名		
工期	年 月 日～ 年 月 日	
業者名		
設計段階における確認項目	担当者 実施 年月日	所属長 確認 年月日
1. 架空線等上空施設について、占用台帳等で事前確認を行っているか。	/ /	/ /
2. その結果に基づいて、設計業務仕様書等に架空線等上空施設について明示しているか。	/ /	/ /
3. 設計において影響する架空線等上空施設について、その施設管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法を協議したか。	/ /	/ /
4. 調査及び協議結果が設計業務成果物に反映されているか、その内容を確認したか。	/ /	/ /
発注段階における確認項目	担当者 実施 年月日	所属長 確認 年月日
5. 架空線等上空施設の存在を業務成果物等から確認しているか。	/ /	/ /
6. 受注者に対して、特記仕様書及び図面の契約図書に架空線等上空施設の情報と施工上の注意点を明示しているか。	/ /	/ /
施工段階における確認項目	担当者 実施 年月日	所属長 確認 年月日
7. 受注者が報告してきた工事現場における架空線等上空施設の現地調査結果を確認しているか。	/ /	/ /
8. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合、施設管理者から指示された事項等を報告させて確認しているか。	/ /	/ /

チェックリスト（受注者用）

工事名			
工期	年 月 日	～	年 月 日
業者名			
施工段階における確認項目	担当者 実施 年月日	責任者 確認 年月日	
1. 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び施設管理者を確認しているか。	/ /	/ /	
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。	/ /	/ /	
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その施設管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。また、その施設管理者から指示された事項等は、発注者（監督職員）へ報告したか。	/ /	/ /	
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 <input type="checkbox"/> ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 <input type="checkbox"/> ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 <input type="checkbox"/> ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 <input type="checkbox"/> ⑤近接して施工する場合は見張員の配置	/ /	/ /	
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。	/ /	/ /	
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を情報共有しているか。	/ /	/ /	
7. ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の移動・旋回時等の留意事項について周知徹底しているか。	/ /	/ /	

チェックリスト（運転者・オペレーター用）

工事名			
工期	年 月 日～ 年 月 日		
業者名			
施工段階における確認項目	運転者 実施 年月日	責任者 確認 年月日	
1. ダンプトラックで架空線等上空施設下を通過する際は、その手前で停車し、荷台が下がっていることを確認しているか。	/ /	/ /	
2. バックホウ等建設機械で現場を移動・旋回する際は、直前に徒歩による架空線等上空施設の位置や高さを確認しているか。	/ /	/ /	